

国民健康保険概要

1. 国民健康保険制度は、安心して、医療を受けることができる制度です。

- ・日本に住んでいるすべての人は、公的医療保険に加入しなければなりません。日本の公的医療保険には、大きく分けて会社などに勤める人が加入する「健康保険」と、それ以外の人
が加入する「国民健康保険」があります。
- ・国民健康保険制度は、医療費の負担を軽くするために、加入者がお金を出し合い、病気や
けがをした時の医療費に充てる相互扶助を目的とした制度です。

2. お住まいの市町の国民健康保険担当課で、加入手続きをしてください。

(1) 国民健康保険加入の届出(14日以内)

- ・住民票が作成され、かつ3か月を超える在留資格を有し、他の公的医療保険に加入し
ていない人は、国民健康保険に加入する必要があります。(2012. 7. 9～)
- ・在留期間が3か月以下の人でも、3か月を超える在職証明書、または、在学証明書を
提示すれば加入できます。(2012. 7. 9～)
- ・離職等により勤務先の健康保険から脱退した場合は、国民健康保険に加入する必要
があります。

(2) 国民健康保険脱退の届出(14日以内)

- ・帰国や他の市町への転出、勤務先の健康保険への加入、生活保護費の受給などの
場合は、市町の国民健康保険担当課へ脱退の届出をして、国民健康保険被保険者証
(保険証)を返還してください。

3. 国民健康保険に加入すると、保険証が交付されます。

(1) 保険証の交付

- ・保険証はこれからみなさんが保険診療を受ける際、被保険者であることを証明する大切なものです。

(2) 保険証の取扱い

- ・有効期限等記載内容を確認してください。
- ・なくしたり、汚したりしないよう大切に扱ってください。
- ・紛失したり、破損したときは届け出てください。
- ・2(2)の脱退の場合は、必ず、保険証を返還してください。

4. 国民健康保険に加入すると、次のような給付が受けられます。

(1) 療養の給付

病院の窓口で保険者証を提示すれば、次に掲げる医療費は3割の自己負担で、安心して治療が受けられます。なお、原則として、未就学児やお年寄り等は自己負担割合が軽減されます。

- ・病気やケガの治療
- ・治療に必要な薬や注射
- ・入院の費用

(2) 高額療養費の支給

医療費が高額となった場合は、所得に応じて、申請により自己負担限度額を超えた分について、医療費の払い戻しを受けることができます。

(3) 出産育児一時金の支給

出産したときには、出産育児一時金が支給されます。

(4) 葬祭費の支給

死亡したときには、葬祭費が支給されます。

5. 国民健康保険に加入すると、保険料(税)の支払い義務が生じます。

- ・国民健康保険の給付を受けるためには、保険料(税)を納める必要があります。うっかり納めるのを忘れてたり、納めるのが面倒だからという理由で、滞納していると、国民健康保険の財源が確保できないばかりでなく、あなたが保険診療を受けられなくなる場合があります。
- ・保険料(税)はみなさんの健康を守る大切な財源です。決められた日までにきちんと納めてください。

◎特別な事情がないのに、1年以上、保険料(税)を納めないと、保険証を返還してもらうことがあります。この場合、資格証明書が交付され、医療機関の窓口でいったん医療費の全額を支払う必要があります。

保険料(税)の計算方法

医療保険分、後期高齢者支援分、介護保険分をそれぞれ、負担能力と受益に応じ、以下の方式に従って計算した合計額が保険料(税)となります。

- ①応能割(負担能力に応じて変わります)
 - ・所得割額 → 各世帯の前年の所得に応じて計算
 - ・資産割額 → 各世帯の資産に応じて計算
- ②応益割(所得の低い方には、軽減措置があります)
 - ・被保険者均等割額 → 所得、年齢に関係なく、加入者数に応じて計算
 - ・世帯別平等割額 → 世帯ごと均一に計算

(注) 保険料(税)の計算方法は、市町によって異なります。
詳しくは、お住まいの市町の国民健康保険担当課でお尋ねください。

6. 交通事故も国民健康保険がカバーします。

- ・交通事故など、第三者から傷害を受けた場合、国民健康保険で治療が受けられます。
- ・国民健康保険で負担した費用は、国民健康保険が被害者にかわって請求します。

～交通事故で国民健康保険を使用する場合は届出をしてください～

7. 40歳以上の方は、年に一度、特定健康診査を受けてください。

- ・特定健康診査と特定保健指導は、みなさんの健康寿命を延ばし、増え続ける医療費を抑制することを目的に、がん、心臓病、脳卒中などの生活習慣病の予防のために、平成20年度から実施されています。
- ・特定健康診査の結果、生活習慣改善の必要がある方には、特定保健指導の案内が届きます。

8. このパンフレットは、国民健康保険の概要をお知らせするものです。

詳しくは、お住まいの市町の国民健康保険担当課でお尋ねください。